

各位

参加資格以外に関する質問回答書

「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業 公募型プロポーザル」の参加資格以外のことに関する質問事項に対しては、次のとおり回答します。（各者統合）

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
1	実施要領 P. 22、23	VE提案対話申込書の提出部数ですが、（２）提出方法等には正本１部、副本７部の合計８部との記載がありますが、（４）提出書類では５部の記載です。どちらが正でしょうか。ご教示願えますか。	５部を正とします。
2	実施要領 P. 23、24	技術提案書の提出部数ですが、（１）提出方法等には正本１部、副本１２部の合計１３部との記載がありますが、（３）提出書類では１４部の記載です。どちらが正でしょうか。ご教示願えますか。	１４部を正とします。
3	(様式7-2)	様式7-2、施工主任技術者は複数名提出することは可能でしょうか。ご教示をお願いします。	複数名の配置は差し支えありませんが、建築に関する施工主任技術者について複数名配置する場合は、専任となる者が判別可能なように、担当分野欄の建築の後に（専任）と記載して下さい。
4	要求水準書 変更及び補足 事項1. NO1	「水面上に設置している既存PCデッキ（海上観覧デッキ）、及びその支持杭等の長寿命化の設計業務を行うこと。」とありますが、その範囲をご教示願います。	競走水面上に設置している全ての既存PCデッキ（海上観覧デッキ）、及びその支持杭等です。
5	要求水準書 P. 47 基本設計図 図面編 A-11	基本設計図（外構撤去図）に記載の杭修繕に伴い、PC版、杭、杭護岸撤去80㎡は、要求水準書記載の発注を予定する工事（海上観覧デッキの補修等）ということで、別途工事との認識でよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	よろしい。

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
6	要求水準書 P. 41 要求水準書変更及び 補足事項 P. 1 NO. 1	<p>「本市が土木工事として発注を予定する工事(海上観覧デッキの補修等)については、土木工事としての発注が可能な実施設計図書を作成すること」とありますが、既往のスタンド棟調査設計業務報告書(H18年3月)によれば、海上観覧デッキは昭和46年並びに昭和52年に施行されており、一般的に港湾施設で設定している供用期間50年を過ぎる部分もあります。</p> <p>要求水準変更及び補足事項に記載のある「長寿命化設計」は、供用期間の延長を前提とする「改良設計」に相当することから、実施設計については、現行の港湾基準に従った内容とすることによろしいでしょうか。</p>	<p>老朽化の状況、及び本事業の実施に伴う今後の耐用年数等から、事業者により最も合理的と考えられる補修方法の提案をして下さい。</p> <p>なお、当該部分の大半は平成21年度に老朽改修しており、その資料については閲覧、又は貸与することが可能です。</p>
7	実施要領 P. 5	<p>2. 事業の概要- (6) ボートレース開催への配慮-ウ 令和6年度のボートレース休催を協議するにあたり、2ヶ月を超えるような長期休催期間を設定することはできない。とのことですが、継続的に2ヶ月を越えなければ、例えば、当該年度で複数回、1.5カ月程度の休催期間を設定することは可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>年間のボートレース必要開催日数との調整により、必要開催日数を確保することが可能であれば設定できます。</p>
8	実施要領 P. 30	<p>13. 契約に関する事項 - (3) 支払い条件 - ウ 令和5年度から9年度の支払い限度額について、予定で結構ですのでお示しただけないでしょうか。</p>	<p>令和5年度は支払予定額無し、令和6年度以降については受注者と協議を行い定める予定です。</p>
9	要求水準書 P. 5	<p>1. 総則 - (3) 要求水準の変更 - イ 本市による変更要求水準書等の変更に伴い、受注者が行う業務内容等に変更が生じるときは、事業契約書の規定に従い所定の手続きを行うこととします。とありますが、請負代金額が変更されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>変更等の内容により、請負代金額の変更の必要があると認められるときは変更します。</p>
10	要求水準書 P. 10	<p>2. 本事業に関する基本事項 - (3) 対象業務の概要 - (ア)、(イ) 設計のために必要な事前調査業務等、施工のために必要な事前調査業務等とは、調査範囲や内容について貴市から指示がなされるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市から指示を行う予定はありません。受注者の責任において、本事業を実施する上で必要となる事前調査業務等を受注者が判断し、行って下さい。</p>
11	要求水準書 P. 12	<p>2. 本事業に関する基本事項 - (5) 各業務の実施要領 - イ - C部分引渡しが必要となる部分は、貴市から指定されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市から指定をする予定はありません。基本設計図書及び要求水準書等に定める条件等をもとに、受注者が事業を実施する上で必要な部分及び時期を計画し、本市と協議を行って下さい。</p>

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
12	要求水準書 P. 41	4. 業務実施に関する要求水準- (2) 設計業務に関する要求水準-イ実施設計- (B) スタンド棟の施設整備に関する実施設計において、貴市が土木工事として発注を予定している工事とは、本事業とは別に貴市が発注する予定の工事という理解で良いでしょうか。	よろしい。
13	要求水準書 P. 43	4. 業務実施に関する要求水準- (2) 設計業務に関する要求水準-イ実施設計- (B) スタンド棟の施設整備に関する実施設計- f 設計意図伝達 ・ 施工対象施設の工事中に、やむを得ない理由により現場変更の必要が生じた場合は、設計変更業務を行うこと。また、変更により各種申請手続き等が必要な場合には、受注者の責任において、これを行うこと。なお、その場合における申請関係手数料は、受注者の負担とする。とされていますが、受注者の責に帰さない事由により各種申請手続き等が必要になった場合の申請関係手数料は、貴市にご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
14	要求水準書 P. 45	4. 業務実施に関する要求水準 (3) 施工業務に関する要求水準-イ留意事項 d 本事業の実施に支障となるため一時的に解体したものは、受注者の責任において現状復旧することとされておりありますが、想定されている一時的に解体を要するものがあればご教示願います。	現時点で想定しているものではありません。
15	要求水準書 P. 45	4. 業務実施に関する要求水準 (3) 施工業務に関する要求水準-オ廃棄物・副産物の適正使用・適正処理 a 解体工事に伴い、杭以外の予期されない地中埋設物等が確認された場合は、本市と協議し、指示を受けること。また、当該地中埋設物等の解体等に要する費用については、合理的な範囲で本市が負担するものとする。とされておりありますが、予期されない杭が確認された場合も解体等に要する費用は、合理的な範囲で貴市に負担いただくと考えてよろしいでしょうか。 また合理的な範囲とは、どのように判断されるのでしょうか。	受注者が通常考えられる手段によって予期することができない杭が確認された場合の費用については、合理的な範囲で本市が負担します。 また、合理的な範囲の判断については、受注者との協議を行った上で本市が判断します。
16	要求水準書 P. 47	4. 業務実施に関する要求水準- (3) 施工業務に関する要求水準-ケ周辺影響調査 (B) に関して、家屋調査を必ず実施しなければならない範囲があればお示し願います。	必ず実施しなければならない範囲の指定はありません。

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
17	要求水準書 P. 47	4. 業務実施に関する要求水準- (3) 施工業務に関する要求水準-ケ 周辺影響調査 (B)に規定する周辺家屋調査と、要求水準書40ページ-4. 業務実施に関する要求水準- (2) 設計業務に関する要求水準-設計業務 (E)に規定する周辺家屋調査は、同じ調査であると理解してよろしいでしょうか。	よろしい。
18	事業契約書 P. 8	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第25条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、業務の契約締結日の日の属する月から工事の着工の日の属する月までの間に、1000分の15を超える変動がある場合のみ行うことができるものとする。とされていますが、技術提案書の提出日から契約締結日まで一定の期間が空くことから、起算点を技術提案書等提出時点としていただけないでしょうか。 また、施工業務は長期間にわたることから、物価又は賃金の変動に基づく請負代金額の変更を請求できる回数の上限 (1回) を撤廃し、履行期間中に請負代金額が不相当となったと認められるときは、一度請負代金の変更を行った後も再度請負代金額の変更を請求できるようにしていただけないでしょうか。	事業契約書 (案) のとおりとします。
19	事業契約書 P. 10	(第三者に及ぼした損害) 第29条と第54条の関係性についてお示しいただけますでしょうか、	第54条は、主に近隣住民等に対して、工事を行う上での対策等について規定したものです。
20	事業契約書 P. 16	(部分引渡し) 第45条 受注者が施工業務の完了に先立って引渡しを行わなければ当該業務を完了させることができない部分。とありますが、本件工事において、該当する部分があるのであれば、具体的にお示しいただけますでしょうか。	回答NO. 11によります。
21	事業契約書 P. 19	(近隣対策等) 第54条 4 受注者は、この契約に基づく業務の履行により近隣住民等に損害を与えた場合、自らの責任と費用負担において、賠償等を行わなければならない。とされていますが、第29条第2項に記載のとおり受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害を及ぼしたときは、貴市にその損害を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	よろしい。

NO	資料名及びページ番号	質問事項	回答
22	事業契約書 P.19	<p>(近隣対策等) 第54条 発注者は、基本条件図書において発注者が設定した条件に対する近隣住民等の要望活動、反対運動又は訴訟等に起因して受注者に増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担しなければならず、当該増加費用の負担額及び支払方法について受注者との協議により決定する。とされておりますが、発注者にて全額負担して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)に記載のとおり、合理的な範囲において負担しなければならない額を負担します。</p>
23	事業契約書 P.27	<p>(仲裁) 第74条 仲裁合意書に基づき。とありますが、具体的にどのような状況に至った場合において、誰の判断により貴市と仲裁合意書を締結することになるのか、お示しください。</p>	<p>事業契約書(案)第73条、及びその他各条の規定によります。</p>